

千葉市告示第191号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

平成31年3月13日

千葉市長 熊谷俊人

名 称	所 在 地	廃止年月日
(診療所)		
鎌取セントラルクリニック	千葉市緑区おゆみ野4-12-5	平成31年2月8日
しょうじ内科	千葉市若葉区桜木8-6-17	平成31年2月28日
(歯科)		
医療法人社団東葉会 クボ歯科医院	千葉市稲毛区小仲台7-21-6	平成27年9月30日